

2022年3月29日

社員の皆様へ

株式会社アールスタッフ
代表取締役 大島亮作

2022年度特定介護職員処遇改善加算について

(1) 特定処遇改善加算に対する考え方

経験、技能のある介護職員への更なる処遇改善を進めるため、特定処遇改善加算Ⅰを申請し、以下の通り支給することとする。

- ① 週20時間以上の労働契約（雇用保険加入以上）の介護福祉士であり、実務経験年数が一定以上の者に支給する。
- ② 週20時間以上の労働契約（雇用保険加入以上）の介護福祉士であり、特定の技能を有し、役割を担う者に支給する。
- ③ その他の職員として事務員にも支給する。
- ④ 全訪問介護員（資格、経験年数、勤務時間にかかわらず）に一時金を支払う。
年収が一定以上の者は除く。※国が基準とする440万円を基準として考える。

(2) 特定処遇改善加算の支払い方法

- ① (1) - ①の対象者は以下の要件に応じて月々支払う。
経験年数10年以上=20,000円、5年以上=10,000円、3年以上=5,000円の者を経験上位者として、それぞれ評価し支払う。
※他事業所での経験年数も含む。（所定の様式で経験を証明し申告する。）
- ② (1) - ②の対象者は営業所のサービス提供体制や品質管理に責を負うものとして、役割手当て（5,000円～30,000円）を月々支払う。
- ③ (1) - ③の対象者には月額10,000円を上限に契約時間に応じて支払う。
- ④ (1) - ④の対象者には一時金を年3回に分けて支払う。
支払時期は処遇改善加算と同様とする。
- ⑤ 上記に伴う法定福利費として

(3) 対象期間

2022年4月～2023年3月に実施したサービスが対象となる。

(4) 対象サービス及び加算率

介護保険サービス	訪問介護	6.3%
障害福祉サービス	居宅介護	7.0%

以上